

資料10-1 自治体別・種類別苦情受理件数

(令和3年度)

自治体	種類	合計	典型7公害							典型7公害 以外の苦情	
			小計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下		悪臭
愛媛県		88	60	21	28	0	1	0	0	10	28
松山市		265	261	114	23	1	85	7	0	31	4
今治市		31	29	0	3	0	7	0	0	19	2
宇和島市		10	8	2	0	0	5	0	0	1	2
八幡浜市		18	7	4	0	0	3	0	0	0	11
新居浜市		53	53	36	4	0	9	1	0	3	0
西条市		161	44	28	2	0	8	0	0	6	117
大洲市		7	7	0	0	0	3	0	0	4	0
伊予市		10	9	5	1	0	2	0	0	1	1
四国中央市		61	54	30	5	0	15	0	0	4	7
西予市		4	4	0	1	0	0	0	0	3	0
東温市		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市計		620	476	219	39	1	137	8	0	72	144
上島町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久万高原町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松前町		29	17	10	2	0	4	0	0	1	12
砥部町		16	16	1	2	0	2	0	0	11	0
内子町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊方町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鬼北町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松野町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛南町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町計		45	33	11	4	0	6	0	0	12	12
合計		753	569	251	71	1	144	8	0	94	184

資料10-2 発生源別苦情受理件数

発生源 \ 年度	H元	R2	R3
合計	861	846	753
農業	44	31	6
林業			
漁業	4	1	-
鉱業	1	5	2
建設業	114	125	136
製造業	64	77	60
電気・ガス・熱供給業・水道業	11	7	3
情報通信業	2	-	-
運輸業	14	17	7
卸売・小売業	16	16	16
金融・保険業	-	1	-
不動産業	7	1	1
学術研究、 専門・技術サービス業	3	2	1
飲食店、宿泊業	12	14	13
生活関連サービス業、娯楽業	10	9	5
医療、福祉	5	3	-
教育、学習支援業	2	1	4
複合サービス事業	1	2	-
サービス業（他に分類されないもの）	30	19	21
公務（他に分類されないもの）	2	2	3
分類不能の産業	2	2	6
会社・事業所以外	517	511	469
個人	364	372	353
その他	33	24	23
不明	120	115	93

発生源 \ 年度	H元	R2	R3
合計	861	846	753
焼却施設	10	19	15
産業用機械作動	45	46	37
産業排水	27	18	28
流出・漏洩	26	23	17
工事・建設作業	88	91	115
飲食店営業	6	5	8
カラオケ	3	2	2
移動発生源(自動車運行)	18	14	7
移動発生源(鉄道運行)	-	-	1
移動発生源(航空機運航)	-	-	-
廃棄物投棄	50	53	39
家庭生活(機器)	8	7	5
家庭生活(ペット)	8	4	9
家庭生活(その他)	22	32	10
焼却(野焼き)	238	288	233
自然系	63	42	128
その他	182	154	51
不明	67	48	48

資料10-3 公害防止管理者等の設置を必要とする工場等

区分	特定工場	特定工場が設置すべき公害防止管理者等			
		公害防止管理者		公害防止統括者	公害防止主任管理者
大気	有害物質を発生する施設を設置する工場	(第1種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時以上の工場	(第2種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時未満の工場		
	排出ガス量10,000Nm ³ /時以上の工場	(第3種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時以上の工場	(第4種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時未満の工場		
水質	有害物質を発生する施設を設置する工場	(第1種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日以上 の工場	(第2種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日未満 の工場		排出ガス量40,000Nm ³ /時以上、かつ排出水量10,000m ³ /日以上 の工場は、公害防止主任管理者を設置する。
	排出水量1,000m ³ /日以上 の工場	(第3種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日以上 の工場	(第4種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日未満 の工場		
騒音	①機械プレス（呼び加圧能力が980kN以上のものに限る。） ②鍛造機（落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る。）	(騒音関係公害防止管理者)		常時使用する従業員数が21人以上の工場は、公害防止統括者を設置する。	
特定粉じん	特定粉じん発生施設を設置する工場	(特定粉じん関係公害防止管理者)			
一般粉じん	一般粉じん発生施設を設置する工場	(一般粉じん関係公害防止管理者)			
振動	①液圧プレス（矯正プレスを除き、呼び加圧能力が2,941kN以上のものに限る。） ②機械プレス（呼び加圧能力が980kN以上のものに限る。） ③鍛造機（落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る。）	(振動関係公害防止管理者)			
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の第1号から第4号まで及び別表第2の第1号から第12号までに掲げる施設	(ダイオキシン類関係公害防止管理者)			